

第 31 回愛媛都市計画地方審議会議案（昭和 31 年 8 月 18 日開催）

出席者

| | |
|----|--------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 運輸技官 |
| 同 | 建設技官 |
| 同 | 県会議員 5 名 |
| 同 | 松山市技監 2 名 |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員 6 名 |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員 6 名 |
| 同 | 宇和島市長 |
| 同 | 宇和島市議会議員 5 名 |
| 同 | 八幡浜市長 |
| 同 | 八幡浜市会議員 6 名 |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員 5 名 |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員 6 名 |
| 同 | 川之江市長 |
| 同 | 川之江市会議員 5 名 |
| 同 | 伊予三島市長 |
| 同 | 伊予三島市会議員 6 名 |
| 同 | 壬生川町長 |
| 同 | 壬生川町会議員 5 名 |
| 同 | 宇和町長 |
| 同 | 宇和町会議員 5 名 |
| 同 | 内子町長 |
| 同 | 内子町会議員 5 名 |
| 同 | 広見町長 |
| 同 | 広見町会議員 5 名 |
| 同 | 副知事 |
| 同 | 知事公室長 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働済部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |

| | | |
|----|------|-----------|
| | 臨時委員 | 四国鉄道管理局長 |
| 番外 | 幹事 | 都市計画課長 |
| 番外 | 同 | 財政課長 |
| 番外 | 同 | 建築課長 |
| 番外 | 同 | 今治市監理課長 |
| 番外 | 同 | 松山市都市計画課長 |

議事項目

報第 38 号 委員幹事異動報告

議第 190 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 191 号 新居浜都市計画排水施設並びに同事業及びその執行年度割決定

議第 192 号 八幡浜都市計画街路変更

議第 193 号 川之江都市計画街路変更

議第 194 号 伊予三島都市計画墓地事業及びその執行年度割決定

議第 195 号 伊予三島都市計画区域変更

議第 196 号 壬生川都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定

議第 197 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更

議第 198 号 広見都市計画区域決定

議第 199 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 200 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 201 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 202 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 203 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定

議第 204 号 内子都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定

議第 190 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 20 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,20、大坪通辻堂線、大字蔵敷 419 番地、大字蔵敷 4336 番地ノ 1、12、314.8、延長の一部

但し鉄道との交叉は立体交差とする。

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 1 割 5 分

昭和 32 年度 約 8 割 5 分

理由書

2 等大路第 3 類第 20 号線は今治市の中心部と南東地区を結ぶ重要路線であり、現在の幅員では交通に支障を来しているので、昭和 31 年度及び 32 年度の 2 カ年継続事業として必要な区間を整備するものである。

議第 191 号 新居浜都市計画排水施設並びに同事業及びその執行年度割決定

第一 都市計画排水施設を次のように定める。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、沢津排水路、沢津 518 番地、沢津 40 番地、（沢津）、1.2～7.0、802、56

但し、沢津ポンプ場、沢津 894 番地、面積約 180 平方メートル、揚水能力 5.1m³/秒、沢津遊水池、沢津 894 番地附近、面積約 1,500 平方メートル

2、江口排水路、金子乙 1590 番地、金子乙 602 番地、（江口）、4.0～4.5、1190、76

但し、土場ポンプ場、金子乙 1590 番地、面積約 350 平方メートル、揚水能力 8.2m³/秒、土場遊水池、金子乙 1590 番地、面積約 5,000 平方メートル

3、久保田排水路、金子甲 880 番地、金子甲 414 ノ 2 番地、（久保田）、1.4～2.2、1,170、56

4、西新居浜排水路、新居浜甲 1467 ノ 2 番地、新居浜甲 575 番地、（中須賀）、2.0～2.8、1,594、101

但し、西原ポンプ場、新居浜甲 1467 ノ 2 番地、面積約 200 平方メートル、揚水能力 4m³/秒、西原遊水池、新居浜甲 1467 ノ 2 番地、面積約 1,000 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第一、前項の計画第 1 号沢津排水路及び第 2 号江口排水路を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、沢津排水路、沢津 518 番地、沢津 40 番地、（沢津）、1.2～7.0、802、56、延長の全部

2、江口排水路、金子乙 1590 番地、金子乙 602 番地、（江口）、4.0～4.5、1,190、76、延長の全部

別紙図面表示の通り

第二、前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 3 割 3 分

昭和 32 年度 約 3 割 9 分

昭和 33 年度 約 2 割 8 分

理由書

新居浜市の市街地は水田等の埋め立てにより形成されたものであるため、満潮位における排水が困難であるのみならず、南海震災の伴う地盤沈下により、豪雨時には家屋への浸水が大であるため、排水施設計画を樹立するとともに、第 1 号及び第 2 号排水路を 3 カ年継続事業で整備することにした。

議第 192 号 八幡浜都市計画街路変更

第一、都市計画街路中 2 等小路第 3 号線を 2 等大路第 2 類第 2 号線及び 2 等小路第 3 号線に、2 等小路第 4 号線を 1 等小路第 6 号線にそれぞれ次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,2、沖新田大黒町線、字沖新田、字大黒町、（沖新田）、15、348

但し、起点から 250 メートルの地点、終点、12、69

2,小,3、須崎沖新田線、字須崎、字沖新田、6、963

但し、起点から 50 メートルの地点、1,小,6 との交会点、8、156、2,3,3 との交会点、字沖新田、11、350

1,小,6、矢野町沖新田線、字矢野町 5、八幡浜市 1475 ノ 12、（本町、天神町）、8、745、

但し、起点、起点から 180 メートルの地点、6、180

「別紙図面表示の通り」

理由書

八幡浜港の整備に伴い、同港の沿岸を走る 2 等小路第 3 号線の計画幅員の拡張及び起終点の再調を必要

とするので、同線を 2 等大路第 2 類第 2 号線及び 2 等小路第 3 号線とに変更するとともに、市内を横断する街路の必要性が増大したので 2 等小路第 4 号線を 1 等小路第 6 号線に変更するものである。

議第 193 号 川之江都市計画街路変更

第一 都市計画街路中第三を次のように変更する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、駅前通線、川之江町駅前、川之江町港通、15、380、広場追加

但し、駅前広場、起点附近、地積約 2,000 平方メートル

2,3,1、新浜塩谷線、妻鳥町新浜、川之江町塩谷、（井池港通）、11、3560、幅員の一部変更

但し、川之江橋、2,3,8 号線との交会点、15

2,3,2、井池金川線、川之江町井池、金田町走出、（金生町）、12、2,860、追加

2,3,3、西新町土居線、川之江町港通線、妻鳥町土居、（井池）、12、3,610、延長

但し、2,3,4 号線との交会点、終点、8

2,3,4、中村山田井線、妻鳥町中村、金生町山田井、（金生町）、12、2,780、追加

2,3,5、川東城下線、妻鳥町川東、上分町城下、12、1,530、追加

2,3,6、駅前平木線、川之江町駅前、妻鳥町平木、（栄町）、12、2,650、延長

但し、2,3,3 号線との交会点、妻鳥町平木、8

2,3,7、川之江山田井線、川之江町港通 3、川之江町大門、（栄町）、11、1,400、幅員変更

2,3,8、川之江港線、川之江町港通 1、川之江町川原町、11、350

1,小,1、塩谷小山線、川之江町塩谷、金生町小山、（馬場川関）、8、2,020、延長

1,小,2、駅前農人町線、川之江町駅前、川之江町農人町、10、360、変更

「別紙図面表示の通り」

理由書

川之江都市計画街路は、昭和 28 年決定され現在に至っているが、昭和 29 年 11 月に町村合併による都市計画区域の変更に伴い既決定街路について再検討を加える必要を生じたので、昭和 30 年度に基礎調査を行った結果、新街路を追加するとともに既定路線についてもその延長、幅員、線形等を変更する必要があるものと認められるので、本案のようにその全部を変更しようとするものである。

議第 194 号 伊予三島都市計画墓地事業及びその執行年度割決定

第一 都市計画墓地を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、桃山墓地、伊予三島市中之庄町、約 4.01、納骨堂、事務所、広場、休憩所等

「別紙図面表示の通り」

第三、前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 3 割

昭和 32 年度 約 2 割 8 分

昭和 33 年度 約 2 割 7 分

昭和 34 年度 約 1 割 5 分

理由書

伊予三島都市計画墓地は、昭和 30 年 4 月 28 日建設省告示第 613 号で決定されたのであるが、現在各所

に墓地が散在し、市の発展に支障を来しているので、昭和 31 年度から 4 カ年継続事業をもって都市計画墓地を整備し、散在する墓地をこれに収容して市の発展に資そうとするものである。

議第 195 号 伊予三島都市計画区域変更

伊予三島都市計画区域

伊予三島市の区域のうち

三島町、村松町、下柏町、上柏町、寒川町、豊岡町の全部及び富郷町字西山の全部

理由書

伊予三島市は昭和 29 年 11 月 1 日三島町他 5 カ町村が合併して市となったものであるが、都市計画区域については旧三島町について決定されていた区域により現在にいたっているため、今後の本市の発展の趨勢により勘案した結果更に当該区域の拡張が望ましいので、今回本案のように変更しようとするものである。

議第 196 号 壬生川都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定

第一 都市計画排水施設中、本河原排水路を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、本河原排水路、壬生川町大字三津屋 218 番地、壬生川町大字壬生川 92 ノ 1、（壬生川、三津屋）、2.2～1.2、999.7、61.5

但し、ポンプ場、大字三津屋 219 ノ 2 番地、約 240 平方メートル、遊水池、字三津屋 218 番地、約 620 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 1 割

昭和 32 年度 約 4 割

昭和 33 年度 約 5 割

理由書

壬生川都市計画排水施設は、昭和 31 年 5 月 7 日建設省告示第 824 号で決定されたのであるが、これが整備に早急に着手する必要があるため、本河原排水路を 3 カ年継続事業で整備することにする。

議第 197 号 宇和都市計画水利施設並びに同事業及びその執行年度割変更

第一 都市計画水利施設中、第 5 号及び第 6 号水路を次のように変更する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

5、中ノ町水路、大字卯之町 1 ノ 933 番地ノ 1、大字卯之町 1 ノ 1710 番地、（大字卯之町）、1.00～1.30、23.4、線形の変更

但し、大字卯之町 1 ノ 1681 番地、大字卯之町 1 ノ 1807 番地に至る支線を設ける。

6、鬼窪水路、大字鬼窪 1 ノ 467 番地、大字鬼窪 1 ノ 590 番地、（大字鬼窪）、1.0、17.7、支線の設置

但し、大字鬼窪 1 ノ 481 ノ 2 から同町 1 ノ 960 に至る支線を設ける。

「別紙図面表示の通り」

第二 都市計画水利施設事業中第 5 号及び第 6 号水路を前項のように変更する。

第三 都市計画水利施設事業の執行年度割を次のように変更する。

自昭和 27 年度

| | |
|-----------|-----------|
| 至昭和 30 年度 | 約 6 割 1 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 1 分 |

理由書

宇和都市計画水利施設及び同事業は昭和 28 年 6 月 19 日建設省告示第 1101 号で決定され、昭和 27 年度から工事を施行してきたのであるが、中ノ町水路の線形変更及び鬼窪水路の支線設定の要があるものと認められるので、これを変更すると共に、事業完了年度を昭和 32 年度まで延長することにしたい。

議第 198 号 広見都市計画区域決定

北宇和郡広見町の区域のうち

大字近永、同国遠、同清延、同内深田、同出目、同永野市、同芝、同中の川、同奈良一番耕地、同奈良二番耕地

理由書

広見町は昭和 30 年 4 月 4 日建設省告示第 362 号により、都市計画法第 1 条の規定による指定がなされたが、同法第 2 条の規定による区域については、本町将来の発展の傾向、地理的条件等を考慮し種々検討した結果今回本案のように当該区域を決定しようとするものである。

議第 199 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 1 等大路第 3 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,3,1、御宝町堤防線、鮎屋町 81 番地、湊町 2 丁目 82 番地、（御宝町、栄町、唐人町 3 丁目、北八坂町、南八坂町）、16.3、546

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 31 年度 | 約 6 割 6 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 3 割 4 分 |

理由書

本路線は中央循環線より石手川堤防に通ずる市内東部における主要幹線であり、現在砂利道として利用されているが、近時自動車交通の激増は、現在路線では主要路線としての機能を全うできず、円滑な交通を期し難いので、本案の通り舗装事業を実施しようとするものである。

議第 200 号 八幡浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 2 類第 2 号線及び 1 等小路第 6 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,2、沖新田大黒町線、八幡浜市字沖新田 1581 ノ 4、八幡浜市字沖新田 1522 ノ 9、（沖新田）、8、300、幅員延長の一部

1,小,6、矢野町沖新田線、八幡浜市 1466 ノ 11、八幡浜市字沖新田 1581 ノ 1、（天神町）、8、360、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 4 割 2 分

昭和 32 年度 約 5 割 8 分

理由書

本路線はいずれも八幡浜港に通ずる重要幹線であるが、近時車両交通の激増に伴い、その円滑な処理をはかるため、本案の通り舗装事業を実施しようとするものである。

議第 201 号 西条都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 3 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,3、西条駅前干拓地線、大町登道 1581 ノ 2、神拝西房 180、（神拝字南原）、15.0、290、延長の一部
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 2 割 5 分

昭和 32 年度 約 7 割 5 分

理由書

1 級国道 11 号線と西条駅及び西条市街地を結ぶ街路は、繁雑な市街地を通る狭隘な在来道路を利用している現状であるので、現在別途県知事が事業執行中である国道西条港線と西条駅を結ぶ本路線を整備し、以て交通の安全、物資輸送の円滑を企ると共に、未完成のため利用されていない国道西条港線の事業効果を挙げようとするものである。

議第 202 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 4 号線及び 2 等大路第 3 類第 10 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,4、中須賀上原線、中萩 864 ノ 1 番地、中萩 1903 番地、11、650、延長の一部

2,3,10、元塚多喜浜線、沢津 150 番地、宇高 1718 番地、11、1678、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

中須賀上原線

昭和 31 年度 約 2 割 3 分

昭和 32 年度 約 2 割 4 分

昭和 33 年度 約 2 割 3 分

昭和 34 年度 約 3 割

元塚多喜浜線

昭和 31 年度 約 2 割 6 分

昭和 32 年度 約 3 割 7 分

昭和 33 年度 約 1 割 9 分

昭和 34 年度 約 1 割 8 分

理由書

中須賀上原線は市の中心部と国道とを結ぶ路線であり、元塚多喜浜線は中心部と多喜浜駅とを結ぶもので、いずれも新居浜市の重要幹線であるが、幅員狭小の為円滑な交通を阻害している現状であるので、こ

れを本案のように改修整備しようとするものである。なお本案は、用地費及び支障物件移転費については、都市計画税を充当し、街路築造工事については別途失業対策事業にて実施するものである。

議第 203 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定

第一、川之江都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 7 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,7、川之江山田井線、川之江町栄町 238 ノ 4、川之江町大門 3113 ノ 11、（川之江町、山下町、馬場町）、11、8,750

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 1 割 8 分

昭和 32 年度 約 4 割 7 分

昭和 33 年度 約 3 割 5 分

理由書

本路線は川之江市中心部より駅裏地区を経て県道切山川之江線に連絡するものであるが、最近駅裏地区には共済病院等建設され、急速に市街地化されるものと思われるので、本案の通り事業を実施しようとするものである。

議第 204 号 内子都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定

第一 都市計画排水施設中、滝の奥排水路を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、滝の奥排水路、内子町大字内子甲 881 ノ 1、内子町大字内子甲 1808、（坂町、本町）、1.00～1.60、882、23.1、断面 1.0×0.6、1.6×0.82

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和 31 年度 約 5 割

昭和 32 年度 約 5 割

理由書

内子町は山間都市である関係上、豪雨多く、年数回は市街地に浸水し、その排水路の不完全は市民生活に著しい不安を与えているので、これを本案のように整備しようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 190 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定

臨時委員：本件につきましては、実施に際しましては協議を受けることを条件として承認したいと思います。

議第 193 号 川之江都市計画街路変更

臨時委員：この 2 等 2 類 1 号の駅前広場の計画に対しましては川之江の計画でもありますので、詳細な設計調書を見せて戴きたいと思います。それから 2 等 3 類 2 号の井池金川線ですが、これは国鉄の交差の地点

は立体交差にしてもらいたい。理由といたしましては 12 メートルの幅員はかなりの交通量が考えられると思うのですが、現在は平面交差になっておるようですが、そこは考えられないかと思いますが、それから 2 等 3 類 1 号線の現在実施中のものにつきましては、これは設計図にあるようですから。

議第 203 号 川之江都市計画街路事業及びその執行年度割決定

臨時委員：これの国鉄との立体交差にならないようですが。

議長：今のところ可能性がないわけです。

臨時委員：可能な交通量を考えて 11 メートルの道幅は立体交差を考えてもいいではないかと思いますが。

議長：立体交差にすれば万全ではありますけれども建設省の意見といたしましては少し程度がすぎるのではないかというような意見もございます。こういうような案を出したわけでございます。これで御了承を願いたいと思います。

臨時委員：そうしますと、立体交差のならないと可能な方法で設備をやらなければならないと思いますが、それに対しましては協力をお願いいたします。

第 32 回愛媛都市計画地方審議会議案（昭和 32 年 3 月 19 日開催）

出席者

| | |
|-------|--------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 運輸技官 |
| 同 | 建設技官 |
| 同 | 県会議員 5 名 |
| 同 | 学識経験者 2 名 |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員 6 名 |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員 6 名 |
| 同 | 川之江市長 |
| 同 | 川之江市会議員 5 名 |
| 同 | 伊予三島市長 |
| 同 | 伊予三島市会議員 6 名 |
| 同 | 大洲市長 |
| 同 | 大洲市会議員 5 名 |
| 同 | 内子町長 |
| 同 | 内子町会議員 5 名 |
| 同 | 保内町長 |
| 同 | 保内町会議員 4 名 |
| 同 | 副知事 |
| 同 | 知事公室長 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働済部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 臨時委員 | 四国鉄道管理局長 |
| 番外 幹事 | 都市計画課長 |
| 番外 同 | 財政課長 |
| 番外 同 | 建築課長 |
| 番外 同 | 松山市都市計画課長 |

議事項目

報第 39 号 委員幹事異動報告

議第 205 号 大洲都市計画区域変更について

議第 206 号 伊予三島都市計画街路変更、追加について

- 議第 207 号 内子都市計画水利施設並びに同事業変更について
- 議第 208 号 保内都市計画排水施設決定について
- 議第 209 号 松山特別都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 210 号 新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度割決定について
- 議第 211 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 212 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 213 号 川之江都市計画公園事業執行年度割変更について

議第 205 号 大洲都市計画区域変更について

大洲都市計画区域

大洲市の区域のうち

大洲、柚木、中村、常盤町、若宮、五郎、徳森、市木、田口、西大洲、阿蔵、高山、新谷町、新谷、喜多山、恋木、平野町平地、平野町野田、春賀、多田、東宇山、八多喜、米津、手成

理由書

大洲市は昭和 30 年 9 月 1 日大洲町他 9 カ村が合併して市となったものであるが、これを契機として旧大洲町について定められていた都市計画区域を検討した結果、本市の将来の発展の傾向、地理的条件を考慮し、本案のように変更しようとするものである。

議第 206 号 伊予三島都市計画街路変更、追加について

伊予三島都市計画街路変更、追加

第一、都市計画街路中次のように 2 等大路第 3 類第 1 号線を 2 等大路第 2 類第 3 号線に、及び 2 等大路第 3 類第 2 号線を夫々変更し 2 等大路第 2 類第 1 号線他 11 路線を追加する。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、中曾根三島港線、中曾根町、三島港、16、930、追加

但し、起点、起点より 330 米の地点、12、330

2,2,2、駅前通線、西町、浜町、16、280、追加

2,2,3、三島枝村線、金子町、村松町、16、2,650、幅員、起点、終点変更

但し、2,3,7 との交会点、終点、11、540

2,3,1、中央町線、中央町、中曾根町、12、340、追加

2,3,2、井関通線、中曾根町、金子町、11、680、起点変更

2,3,3、三島豊岡線、金子町、豊岡町、12、7000、追加

2,3,4、宮北平木線、中之庄町宮の北、下柏町平木、12、3,700

但し、2 等大路第 3 類第 6 号線との交会点附近に地積約 500 平方メートルの広場を設ける。

2,3,5、中曾根下柏線、中曾根町中田井、下柏町、12、1,910、追加

2,3,6、中曾根神之元線、中曾根町中田井、神之元、12、960、追加

2,3,7、下柏村松線、下柏町、村松町、12、1,670、追加

2,3,8、寒川駅前線、新国道、駅前、11、60、追加

1,小,1、西町村松線、西町、村松町、8、2,680、追加

但し、起点、2,3,6 との交会点、12、1,050

1,小,2、具定国道線、具定町、新国道、8、360、追加

1,小,3、寒川江之元線、大倉町、寒川港、9、640、追加

「別紙図面表示の通り」

理由書

本市の街路は、昭和24年、25年2回に亘ってその一部の決定をみたのであるが、昭和29年町村合併によりその区域が拡大されたので全般的に街路網の検討を行った結果本案のように変更追加をしようとするものである。

議第207号 内子都市計画水利施設並びに同事業変更について

第一 都市計画水利施設を次のように改める。

番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）

1、滝の奥排水路、内子町大字内子甲875ノ2、内子町大字内子甲1808、1.00～1.60、876、23.1

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和31年10月19日建設省告示第1684号内子都市計画水利施設事業を前項の計画のように定める。

理由書

本排水路は昭和31年度より都市計画事業として整備を実施しているが、現地を精査したところ起点附近は地形が複雑なため既定計画では工事の施行に困難を来す恐れがあるので、本案のようにその一部を変更しようとするものである。

議第208号 保内都市計画排水施設決定について

第一 都市計画排水施設を次のように定める。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

1、清水排水路、清水町二耕の951番地、駄馬二耕の70番地、1.0～1.4、624、39.5、深0.8～1.0

但し清水ポンプ場、清水町二耕の57ノ7番地、203平方メートル、清水扉門、起点附近

2、浜井手排水路、楠町一耕の100番地、和田町一耕の236ノ3番地、1.0～2.0、568、39.8、深0.8～3.0

但し和田ポンプ場、楠町一耕の236ノ1番地、112平方メートル、
遊水地、起点より約300メートルの地点、3,028平方メートル

1号水扉門、起点附近

2号水扉門、起点約290メートルの地点

「別紙図面表示の通り」

理由書

保内町の主要市街地は川之石湾の埋め立て地である上に、先年の南海地震以来地盤沈下の影響により、満潮時における降雨の際は市街地内の排水路は自然流下が不可能で市街地内に溢流し家屋に浸水して、その被害もすくなくない現状にあるので、本案のように排水施設を決定し、これが将来の整備と相まって排水の万全を期そうとするものである。

議第209号 松山特別都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和30年4月15日建設省告示第530号により決定された都市計画街路事業2等大路第1類第4号線ほか2線の執行年度割を次のとおり改める。

昭和29年度 約2割2分

昭和30年度 約9分

昭和31年度 約9分

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 8 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 1 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 35 年度 | 約 1 割 1 分 |

理由書

本路線は昭和 29 年度より継続事業としておりますが、財政その他諸般の事情により既定の年度に完成できなくなったので本案のように執行年度割を改めるものである。

議第 210 号 新居浜都市計画街路事業並びにその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中左の路線を都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,2,1、原地庄内線、金子乙 1234 の 1、金子乙 609 の 1、6.0、540、延長、幅員の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は昭和 31 年度において執行する。

理由書

新居浜都市計画街路 2,2,1 原地庄内線は重化学工業地帯に通ずる重要路線であって、近時交通量の激増により現在の砂利道では使用に耐えられないので、本案のように舗装工事を執行し円滑なる輸送、交通の利便と衛生に寄与せんとするものである。

議第 211 号 新居浜都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 30 年 3 月 31 日建設省告示第 564 号により決定された都市計画街路事業 2 等大路第 1 類第 1 号線の執行年度割を次のとおり改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 29 年度 | 約 2 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 2 割 3 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 32 年度 | 約 5 割 5 分 |

第二、昭和 31 年 5 月 22 日建設省告示第 926 号により決定された都市計画街路事業 2 等大路第 1 類第 1 号線の執行年度割を次のとおり改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 29 年度 | 約 3 割 2 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 2 割 2 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 3 割 2 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 4 分 |

理由書

本事業は 2,1,1 前田多喜浜線を連絡する橋梁並びに街路舗装であり、昭和 29 年度より継続実施しておりますが、諸般の事情により既定の年度に完成できないので本案のように執行年度を変更し、昭和 32 年度において完成しようとするものであります。

議第 212 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 30 年 4 月 28 日建設省告示第 614 号により決定された都市計画街路事業 2 等大路第 3 類第 2 号線の執行年度割を次のとおり改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 29 年度 | 約 2 割 3 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 2 割 9 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 8 分 |

理由書

伊予三島都市計画街路井関通り線は昭和 29 年度より継続事業として事業を実施中であるが、財政その他諸般の事情により既定の年度内に完成することができなくなったので本案のように執行年度割を改めるものである。

議第 213 号 川之江都市計画公園事業執行年度割変更について

第一、昭和 29 年 6 月 8 日建設省告示第 1065 号により決定された都市計画公園事業執行年度割を次のとおり改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 28 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 29 年度 | |
| 昭和 30 年度 | |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 7 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 6 分 |

理由書

本公園は昭和 28 年度より事業を行いましたが、昭和 29 年度、昭和 30 年度は財政その他諸般の事情により執行できなかったため本案のように執行年度を変更し住民の保健並びに慰楽に資しようとするものであります。

第 33 回愛媛都市計画地方審議会議案（昭和 32 年 7 月 15 日開催）

出席者

| | |
|-------|--------------|
| 会長代理 | 副知事 |
| 委員 | 運輸技官 |
| 同 | 建設技官 |
| 同 | 県会議員 5 名 |
| 同 | 学識経験者 2 名 |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員 6 名 |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員 6 名 |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員 6 名 |
| 同 | 大洲市長 |
| 同 | 大洲市会議員 5 名 |
| 同 | 伊予三島市長 |
| 同 | 伊予三島市会議員 6 名 |
| 同 | 壬生川町長 |
| 同 | 壬生川町会議員 4 名 |
| 同 | 内子町長 |
| 同 | 内子町会議員 5 名 |
| 同 | 五十崎町長 |
| 同 | 保内町長 |
| 同 | 保内町会議員 4 名 |
| 同 | 宇和町長 |
| 同 | 宇和町会議員 5 名 |
| 同 | 広見町長 |
| 同 | 広見町会議員 5 名 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働済部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 臨時委員 | 四国鉄道管理局長 |
| | 角野町長 |
| 番外 幹事 | 都市計画課長 |
| 番外 同 | 財政課長 |
| 番外 同 | 建築課長 |

番外 同 松山市都市計画課長
番外 同 今治市監理課長

議事項目

- 報第 40 号 委員幹事異動報告
- 議第 214 号 松山都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割について
- 議第 215 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割について
- 議第 216 号 伊予三島都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割変更について
- 議第 217 号 伊予三島都市計画公園追加について
- 議第 218 号 壬生川都市計画排水施設並びに同事業変更について
- 議第 219 号 内子都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について
- 議第 220 号 保内都市計画街路決定について
- 議第 221 号 広見都市計画街路決定について
- 議第 222 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 223 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 224 号 今治都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 225 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割変更について
- 議第 226 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 227 号 新居浜都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定について
- 議第 228 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度決定について
- 議第 229 号 大洲都市計画街路事業執行年度割変更について
- 議第 230 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について
- 議第 231 号 宇和都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

議第 214 号 松山都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割について

第一 都市計画下水道（三津浜地区）を次のように定める

一 区域

第 1 排水区 梅田町 2 丁目、梅田町 1 丁目、宮前町 2 丁目、宮前町 3 丁目、三津通町 1 丁目、三津通町 2 丁目、三津通町 3 丁目、心斎町、広町、三津御幸町、桜町の全部。

西須賀町、梅田町 3 丁目、宮前町 1 丁目、宮前町 4 丁目、桂町、三津久宝町、三津栄町、三穂町、須先町、藤井町、三津新町、柳町、住吉町の一部。

第 2 排水区 三津栄町、三穂町、須先町、藤井町、住吉町、船場町、桂町の一部。

第 3 排水区 西須賀町、宮前町 1 丁目、宮前町 4 丁目、刈屋町の一部。

「別紙図面表示の通り」

二 地積

第 1 排水区 約 60 ヘクタール

第 2 排水区 約 9.2 ヘクタール

第 1 排水区 約 4.4 ヘクタール

三 下水管渠

第 1 排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、欄干橋ポンプ場線、宮前町3丁目2299ノ6地先、宮前町4丁目2099ノ6地先、520～1,000、596
幹、魚市場ポンプ場線、宮前町3丁目2299ノ6地先、三津栄町43ノ20地先、520～1,000、780
支、11,187、街渠23,200メートル

第2排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、渡船場ポンプ場線、船場町2202ノ5地先、須先町44ノ1地先、300～600、478
支、2,399、街渠5,300メートル

第3排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、宮前川第1、宮前町4丁目2099ノ6地先、西須賀町2122地先、500、320
幹、宮前川第2、宮前町4丁目2099ノ6地先、宮前町2丁目2059ノ5地先、500、300
支、195

「別紙図面表示の通り」

四 ポンプ場

第1排水区

【番号、名称、位置、地積（平方メートル）、備考】

1、第1ポンプ場、梅田町3丁目2299ノ6、468、ポンプ内径600ミリ3基、内径300ミリ1基、163m³/分

第2排水区

【番号、名称、位置、地積（平方メートル）、備考】

2、第2ポンプ場、船場町2202ノ5、192、ポンプ内径300ミリ3基、排水量39m³/分

「別紙図面表示の通り」

五 吐口

第3排水区

【番号、位置、管径（ミリメートル）、深度（メートル）、備考】

1、宮前町4丁目2099ノ6地先、600、1.20

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

一 区域（上記に同じ）

二 地積（上記に同じ）

三 下水管渠

第1排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、欄干橋ポンプ場線、梅田町2丁目8地先、宮前町4丁目2099ノ6地先、520～800、329
支、9,969、街渠23,200メートル

第2排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、渡船場ポンプ場線、須先町47地先、須先町44ノ1地先、300、30
支、1,654、街渠5,300メートル

第3排水区

【幹支線の別、名称、起点、終点、管径（ミリメートル）、延長（メートル）、備考】

幹、宮前川第1、宮前町4丁目2099ノ6地先、西須賀町2122地先、500、320

幹、宮前川第2、宮前町4丁目2099ノ6地先、宮前町2丁目2059ノ5地先、500、300
支、195

「別紙図面表示の通り」

四 ポンプ場（上記に同じ）

五 吐口（上記に同じ）

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和32年度 約1割1分

昭和33年度 約1割9分

昭和34年度 約3割4分

昭和35年度 約1割2分

昭和36年度 約2割4分

理由書

松山市の三津浜地区は、松山港に接する人口稠密な市街地であるにもかかわらず、低地盤の為自然排水が不可能なので、本案のように下水道の計画を決定するとともに、所要の部分を昭和32年度から昭和36年度までの継続事業として執行し、住民の保健衛生に資することに致したい。

議第215号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割について

第一、都市計画街路中2等大路第1類第1号線及び2等大路第3類第4号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、前田多喜浜線、新須賀甲815、郷1086、（東雲町）、20、1,083、延長の一部

2,3,4、中須賀上原線、新居浜737、郷738、18、70、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は昭和32年度に執行する。

理由書

平形橋の整備に伴い、2等大路第1類第1号線の要改良区間を昭和32年度に整備して当該路線の効用の発揮を期するとともに、2等大路第3類第4号線の本路線との交差点付近を整備して交通の円滑に資することに致したい。

議第216号 伊予三島都市計画墓地並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一 都市計画墓地を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、桃山墓地、伊予三島市中曾根町乙50～乙67番地内、約8.7、道路、広場、墓域、遊園地、休憩所、納骨堂、その他

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和31年9月5日建設省告示第1420号伊予三島都市計画墓地事業を前項の計画のように変更し、その執行年度割を次のように改める。

昭和32年度 約1割5分

昭和33年度 約1割3分

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 34 年度 | 約 3 割 5 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 2 割 1 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 6 分 |

理由書

桃山墓地は、昭和 30 年都市計画の決定をみたのであるが、その後都市計画基礎調査の結果に基づいて検討した結果、地形上、土地利用の観点より、本案のように変更しようとするものである。なお、これに伴って、事業も併せて変更しようとするものである。

議第 217 号 伊予三島都市計画公園追加について

伊予三島都市計画公園に次の公園を追加する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 3、桃山公園、伊予三島市中之庄町、約 4.01、苑路、児童遊場、テニスコート、バレーコート、花壇、休憩所
「別紙図面表示の通り」

理由書

本市の背後山麓部は、地形上公園適地が多いにもかかわらず、現在まで公園がなかったので本案のように決定し、将来の整備を待って、市民の慰楽に供しようとするものである。

議第 218 号 壬生川都市計画排水施設並びに同事業変更について

第一 都市計画排水施設を次のように変更する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

- 1、本河原排水路、大字三津屋 219 の 2、大字壬生川 89、(三津屋)、1.2~2.2、1550、61.5、1.2×0.7、2.2×1.6
但しポンプ場、大字三津屋 219 の 2、地積約 240 平方メートル、揚水能力 2.209m³/秒
遊水地、大字三津屋 218、地積約 620 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 31 年建設省告示第 1417 号壬生川都市計画排水事業を次のように変更する。

【番号、名称、事業区間（起点、終点、主なる経過地）、幅員（メートル）、排水区域（ヘクタール）】

- 1、本河原排水路、大字三津屋 219 の 2、大字壬生川 92 ノ 1、(三津屋)、1.2~2.2、1012、61.5、1.2×0.7、2.2×1.6
但しポンプ場、大字三津屋 219 の 2、地積約 240 平方メートル、揚水能力 2.209m³/秒
遊水地、大字三津屋 218、地積約 620 平方メートル

理由書

壬生川都市計画排水事業は昭和 31 年 9 月 5 日建設省告示第 1417 号で決定され、昭和 31 年度から事業に着手したのであるが、本河原排水路の起点附近の工場施設の排水の処理及び土地利用上の見地から、本案のようにその計画の一部を変更する必要を生じたので、計画並びに事業を変更することに致したい。

議第 219 号 内子都市計画公園並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 内子都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、知清公園、内子町大字知清字滝之宮、約 0.26
- 2、五十崎公園、五十崎町大字吉田字中沖、約 0.19

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画第2号五十崎公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

1、五十崎公園、五十崎町大字吉田字中沖、約0.19、主なる施設、児童遊戯施設、便所、休憩所

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業は昭和31年度に於いて執行するものとする。

理由書

内子町、五十崎町は隣接して喜多郡の中心部を成す都市であるが、従来より両町の近隣に公園と称すべきものがないので、本案のように都市計画公園を決定し、将来の整備を待って一般の利用に供し、保健、慰楽の向上に資しようとするものである。なおこのうち五十崎公園を五十崎町長執行の都市計画事業として早急に整備しようとするものである。

議第220号 保内都市計画街路決定について

保内都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は次の3類とする。
 - 第1類 幅員 36 米以上
 - 第2類 幅員 29 米以上
 - 第3類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の3類とする。
 - 第1類 幅員 18 米以上
 - 第2類 幅員 15 米以上
 - 第3類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるもののほか街路の築造に関しては旧街路構造令の定める所による

第三 都市計画街路を次のように定める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,1、名坂川之石線、須川、川之石本町、（宮内清水町）、12、3,540

2,3,2、清水三島線、宮内清水町、宮内里、（宮内駄馬）、12、1,040

2,3,3、和田町楠町線、川之石和田町、川之石楠町、12、490

ただし、広場、右同附近、地積約600平方メートル

1,小,1、和田町山手線、川之石和田町、宮内清水町、8、820

1,小,2、清水通線、宮内清水町、宮内清水町、8、270

1,小,3、神越喜木線、喜木神越、喜木町、8、180

「別紙図面表示の通り」

理由書

保内町は八幡浜市に隣接する三崎半島基部中心地であり、経済の進展に伴い今後益々発展することが予想されるので、本案のように街路計画を定めその秩序ある発展に資することに致したい。

議第 221 号 広見都市計画街路決定について

広見都市計画街路

第一 街路の等級及び幅員は次の標準による。

- 1 広路 幅員 44 米以上
- 2 1 等大路は次の 3 類とする。
 - 第 1 類 幅員 36 米以上
 - 第 2 類 幅員 29 米以上
 - 第 3 類 幅員 22 米以上
- 3 2 等大路は左の 3 類とする。
 - 第 1 類 幅員 18 米以上
 - 第 2 類 幅員 15 米以上
 - 第 3 類 幅員 11 米以上
- 4 1 等小路 幅員 7 米以上
- 5 2 等小路 幅員 4 米以上

第二 前項に定めるもののほか街路の築造に関しては旧街路構造令の定める所によること。

第三 都市計画街路を次のように定める。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,1、泉橋本町線、大字出目、本町、(栄町、南町)、12、2,360

ただし奈良川橋、8、103

2,3,2、栄町支線、栄町、大字芝、12、930

ただし 1,小,3 との交会点、大字芝、8、295

1,小,1、出目駅前通線、大字出目、大字出目、8、110

ただし駅前広場、起点附近、地積約 760 平方メートル

1,小,2、永野市線、大字永野市、大字出目、8、520

1,小,3、奈良通線、大字奈良一耕、大字奈良一耕、8、570

1,小,4、奈良緑岡線、大字奈良、本町、8、820

1,小,5、近永駅前通線、本町、本町、8、200

ただし駅前広場、起点附近、地積約 1,300 平方メートル

1,小,6、近永病院線、栄町、永野市、8、750

ただし栄橋、6、105

「別紙図面表示の通り」

理由書

広見町は県西部の北宇和郡の中心都市として、地方行政、経済等の進展に伴い益々発展することが予想されるので、本案のように街路計画を定めその秩序ある発展に資することに致したい。

議第 222 号 松山都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 1 等大路第 2 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,2,1、中央循環線、本町 3 丁目 10 番地、中一万町 49 ノ 1 番地、(傘屋町、佃町、通町)、16.3、1536、

幅員、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 4 割 2 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 3 割 3 分 |

理由書

本路線は松山市城北地区における主要幹線であるが、近時の自動車交通の激増は、現況の砂利道ではその機能を全うできず、円滑な交通を期し難いので、本案の通り舗装事業を実施しようとするものである。

議第 223 号 今治都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 2 号線ほか 2 路線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,2、内港大通線、大字中浜町 214 番地ノ 1、大字新町 57 番地ノ 1、（大字新町）、6.8、139、幅員、延長の一部舗装

2,1,3、内港浜ノ窪線、大字蔵敷 1792 番地ノ 8、大字蔵敷 1514 番地ノ 8、（大字蔵敷）、8.8、335.3、幅員、延長の一部舗装

2,3,5、弥生通線、大字今治村 269 番地ノ 1、大字今治村 8 番地ノ 1、（大字今治村）、5.9、564、幅員、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 5 割 3 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 4 割 7 分 |

理由書

今回事業個所は共に今治市の重要路線でその交通量は毎年増加の一途をたどっているため、これを本案のように、舗装して、交通の円滑化を図ろうとするものである。

議第 224 号 今治都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 31 年 9 月 5 日建設省告示第 1416 号今治都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 3 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 9 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 6 割 8 分 |

理由書

今治市の中央部と南東部を結ぶ本路線は、緊急に整備する必要があったので、昭和 31 年度及び昭和 32 年度の 2 カ年継続事業として、実施してきたのであるが、財政措置その他諸般の事情により、既定の年度内に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 33 年度まで延長しようとするものである。

議第 225 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割変更について

第一、昭和 30 年 4 月 19 日建設省告示第 564 号新居浜都市計画街路事業 2 等大路第 1 類第 1 号線を次のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、前田多喜浜線、新居浜市万願寺新居浜甲 745、新居浜市江口町金子乙 977、(神明町)、11、1,225.5、幅員、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 29 年度 | 約 2 割 3 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 1 割 4 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 6 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 9 分 |

理由書

本路線は新居浜市の工業地帯と、新居浜駅及び多喜浜駅を結ぶ重要幹線であるので、これを舗装して重要物資の輸送を円滑ならしめるため、昭和 30 年 4 月 19 日建設省告示第 564 号をもって事業決定したのであるが、その後舗装工事も進み既定事業区間を延長する必要を生じたので、本案の通り事業を変更するとともにその執行年度割を変更しようとするものである。

議第 226 号 新居浜都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 5 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,3,5、高木山根線、角野町西蓮寺大字角野 1535 番地、角野町山根 1460 番地、10.1、538、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 6 割 6 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 3 割 4 分 |

理由書

本路線は角野町の主要幹線であるが、近時の自動車交通の激増は、現況の砂利道ではその維持が困難であるのみならず、円滑な交通を阻害しているため、これを本案のように舗装しようとするものである。なお、本路線は角野町の区域にあるため、事業は角野町長が執行するものである。

議第 227 号 新居浜都市計画排水施設事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画排水施設中、久保田排水路を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、事業区間(起点、終点、主なる経過地)、幅員(メートル)、排水区域(ヘクタール)】

3、久保田排水路、金子甲 880 番地、金子甲 414 ノ 2 番地、1.4~2.2、1170、56

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 3 割 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 6 割 5 分 |

理由書

本市は、下水道が完備していないため、都市の排水は不完全な存来水路に依存しているが、十分な排水ができないので、これを本案のように整備して、市民生活の安定を図ろうとするものである。

議第 228 号 大洲都市計画街路事業及びその執行年度決定について

第一、都市計画街路中 1 等小路第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

1,小,1、大洲駅前徳森線、大字中村字宮ノ俊 227 の 7 番地、大字若宮 596 の 8 番地、（中村）、7.9、147、幅員、延長の一部

ただし、駅前広場、起点付近、1,691.5 平方メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業は昭和 32 年度において執行するものとする。

理由書

本路線は昭和 29 年度及び昭和 30 年度において、市内の交通難を緩和するため、駅前広場及び街路の拡幅を実施したのであるが、砂利道であるため十分にその機能を果たすことが出来ないで、これを本案のように舗装して、交通を円滑にするとともに、観光都市大洲の玄関の美化を図ろうとするものである。なお、本路線は県道であるので、愛媛県知事が執行するものである。

議第 229 号 大洲都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 30 年 11 月 25 日建設省告示第 1360 号都市計画街路事業の執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 30 年度 | 約 9 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 9 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 3 割 8 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 9 分 |

理由書

本路線、大洲駅前徳の森線及び大洲徳の森線は、大洲市内の交通難を緩和するため、昭和 30 年度より 3 カ年継続事業として事業を実施中であるが、財政措置その他諸般の事情により既定年度内に完成することができなくなったので、本案のように執行年度割を延長しようとするものである。

議第 230 号 伊予三島都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 2 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,3,2、井関通り線、西町 1627 ノ 4、金子町 2101 ノ 2、10.4、429.8、延長の一部舗装

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 3 割 3 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 3 割 4 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 3 割 3 分 |

理由書

本路線は 1 級国道 11 号線と、県道松山徳島線とを結ぶ重要幹線であるので、昭和 29 年度から拡幅整備を実施してきたのであるが、この街路の整備によって、著しく自動車交通量が増加し、現況の砂利道では円滑な交通が望めないで、これを本案のように舗装しようとするものである。

議第 231 号 宇和都市計画街路事業及びその執行年度割決定について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 3 類第 1 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】
2,3,1、下松葉江良線、大字下松葉甲 435 番地、大字卯之町一番耕地 1110 番地、（大字久枝、大字卯之町）、12、2,043.3、延長の一部

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 1 割 7 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 2 割 6 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 2 割 1 分 |

理由書

本町を通っている 2 級国道松山高知線は不整形で、かつ幅員が狭隘であり、加うるに近時の自動車交通の激増と車体の大型化は、円滑な交通を阻害しているのを、これを解決する為、本案のように整備して町勢の進展に寄与せしめようとするものである。

会議録（幹事説明および質疑のみ）

議第 221 号 広見都市計画街路決定について

委員：ちょっとお伺いいたします。この案につきまして、別に異議はありませんが、只今の計画についての腹構え、街路計画が県の道路 10 年計画とどういう関係を持ち、また幅員も一般の範囲が舗装の対象になっているか、こういう点をお聞かせ願いたいと思います。

幹事：お答えいたします。現在のところ、事務から交渉がありますのは、大体幅員 11 メートル以上の処、特別の場合には承認も何もございません。舗装という、まだ今は何も決定しておるわけではなく将来...それは 10 年計画の関係はこの計画にありする意味での取れる分はこちらの方でやるように、ここに入ってないんですね。第 1 番目の 2 等 3 類 1 号線、これはそういう話はしておりますけれども、はっきり決まっておるわけではないんです。

委員：10 年計画の中にはまだ入ってないんですか。

幹事：入っておりません。

委員：大体その方針では、とにかく出来あがったら市が大体町の部分は舗装をやるという御計画は本当なんですか。

幹事：できるだけはやってもらわにやらぬ。

委員：そういう場合には都市計画の方で舗装をやる気か、道路の 10 年計画の方でやる気か、どちらですか。

幹事：どちらでも構わんです。

委員：どちらでも構わんには違いないが。

幹事：都市計画で決定しておっても他の事業でやってもいい。ただ国から予算が取れるかどうかということです。

委員：わかりました。

第 34 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 32 年 12 月 24 日開催（持ち回り））

出席者

| | |
|----|--------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 運輸技官 |
| 同 | 建設技官 |
| 同 | 県会議員 5 名 |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員 6 名 |
| 同 | 長浜町長 |
| 同 | 長浜町会議員 4 名 |
| 同 | 八幡浜市長 |
| 同 | 八幡浜市会議員 6 名 |
| 同 | 宇和島市長 |
| 同 | 宇和島市議会議員 5 名 |
| 同 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 知事公室長、民生部長 |
| 同 | 農林水産部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働済部長 |
| 同 | 土木部長 |
| 同 | |
| 同 | |

| | |
|------|----------|
| 臨時委員 | 四国鉄道管理局長 |
| | 角野町長 |

| | |
|-------|-----------|
| 番外 幹事 | 松山市技師 |
| 番外 同 | 県事務吏員 |
| 番外 同 | 県技術吏員 2 名 |
| 番外 同 | 今治市技師 |

議事項目

報第 41 号 委員幹事異動報告

議第 232 号 今治都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 233 号 長浜都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 234 号 八幡浜都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 235 号 宇和島都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 232 号 今治都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道を次のように定める

1 排水区域及び面積

排水区名、面積（ヘクタール）、区域

第1排水区、118.287、新町、片原町、中浜町、風早町、本町、米屋町、室屋町の全部、大字別宮、大字今治村、大字日吉、大字蔵敷の各一部

第2排水区、95.010、大字蔵敷の一部

第3排水区、52.708、大字今治村、大字別宮の各一部

計 266.005

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、本町通り線、本町108番地、常盤町436番地、1,650～1,200、1,063

主要幹線、通町線、本町94の2番地、通町今治村8の5番地、900、446

主要幹線、宮脇通線、本町108番地、宮脇通日吉832の10番地、800～500、938

主要幹線、駅前通線、広小路今治村389の1番地、広小路今治村374の6番地、700～450、543

第2排水区、主要幹線、御厩通線、御厩通1001の3番地、南大門通1514の1番地、1,300～1,000、440

第3排水区、主要幹線、北新町線、今治村1084の1番地、本町108番地、1,800～1,650、540

計 3,970

3 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第3排水区、1、日本丸ポンプ場、今治市日本丸今治村1084の1番地、0.208、口径1,000ミリメートル100馬力2台、口径250ミリメートル15馬力1台、

第2排水区、2、東門町ポンプ場、今治市御厩通1001の3番地、0.278、口径800ミリメートル120馬力2台、口径150ミリメートル7.5馬力2台、

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画を次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積区域 計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、本町通線、本町102番地、常盤町436番地、1,650～1,200、993

主要幹線、通町線外2線、計画どおり、993

第2排水区、主要幹線、計画どおり、440

第3排水区、主要幹線、北新町線、北新町45番地、本町108番地、1,800～1,650、302

計 3,662

3 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第3排水区、1、日本丸ポンプ場、今治市日本丸今治村1084の1番地、0.208、口径250ミリメートル15馬力1台、

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和32年度 約1割

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 37 年度 | 約 5 分 |
| 昭和 38 年度 | 約 5 分 |

理由書

本地区は、蒼社川と浅川に囲まれた本市の中枢部であるが、地盤沈下による地下水位の昂昇は降雨時の汚水の渋滞を助長し保安衛生上放置し難い状態にあるので、本案のように決定しようとするものである。

議第 233 号 長浜都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道を次のように定める

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第 1 排水区、24.102、小波町、西紺屋町、稲荷町、海岸町、浜通町、真砂町、末広町、千船町の各全部、恵比須町、出来町、港町、松原町、引町、浜の手町、横町、東新地町、新町、中町、寺町、本町、大黒町の各一部

第 2 排水区、9.386、片原町、昭和町、弥生町の大字蔵敷の各全部、本町、新町、中町、横町、江湖町、駒手町の各一部

第 3 排水区、4.557、仁久町、磯崎町の各全部、駒手町の各一部

計 38.045

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第 1 排水区、主要幹線、駅前線、浜通町甲 1015 番地、小波町 7 号 1030 番地、400～1,000、631.5
 主要幹線、中央線、港町甲 1014 番地地先、寺町甲 350 番地地先、450～600、445.8
 その他、250～600、4547.2

第 2 排水区、主要幹線、肱川線、江湖町御 19 番地の 17、本町 2 丁目 280 番地地先、600～700、210.2
 その他、250～450、1,422.8

第 3 排水区、主要幹線、仁久線、仁久町 210 番地の 1、駒手町 20 番地地先、400～700、470
 その他、300、1,800.0

計、 主要幹線、 1,757.5

その他、 6,150.0

計、 7,907.5

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径又は断面（メートル）、摘要】

第 1 排水区、1、浜通町 584 番地の 1、1.0

第 2 排水区、2、江湖町御 19 番地の 17、0.7

第 3 排水区、3、仁久町 210 番地の 1、0.7

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第1排水区、1、長浜ポンプ場、浜通町甲1015番地の1、0.003、ポンプ2台各20馬力

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画下水道中次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積区域、前項の計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、駅前線、浜通町甲1015番地、小波町7号1030番地地先、400～600、423.5
主要幹線、中央線、港町甲1014番地地先、寺町甲350番地地先、450～600、380.8
その他、2098.6

第2排水区、その他、250～450、886.0

第3排水区、主要幹線、仁久線、仁久町210番地の1、駒手町20番地の5、400～700、470
その他、300、180.0

| | | |
|----|-------|---------|
| 計、 | 主要幹線、 | 1,274.3 |
| | その他、 | 3,164.6 |
| | 計、 | 4,438.9 |

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、管径又は断面（メートル）、摘要】

第3排水区、3、仁久町210番地の1、0.7

4 ポンプ場

前項の計画のとおり

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|--------|-------|
| 昭和32年度 | 約1割8分 |
| 昭和33年度 | 約2割7分 |
| 昭和34年度 | 約2割9分 |
| 昭和35年度 | 約2割6分 |

理由書

長浜町は、松山市の南西約40キロメートル伊予灘に面する港湾都市であるが、これまで低地盤の地区における雨水、汚水、湧水等の停滞甚だしく、町民の保健衛生上遺憾の点があるので、本案のように都市計画下水道を築造しようとするものである。

議第234号 八幡浜都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道を次のように定める

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール）、区域】

第1排水区、27.669、大黒町、新町、旧役場通り、櫛小路、須賀之町、下通、須崎、本町、片山町、田中町、千代田町、仲之町、堀川町、海老先、港町、戎町の全部、矢野町、新開地通り、旧港の一部

第2排水区、9.006、松…町、花小路の全部、矢野町、清水町、浜田町、東新川、東矢野町の一部

第3排水区、4.340、栗の浦、大谷口の一部

第4排水区、7.775、古町の全部、広瀬の一部

第5排水区、8.177、西近江屋町、東近江屋町、幸町の全部、大平、白浜 裁判所通りの一部

第6排水区、3.264、高城、中浦の一部

第7排水区、4.691、大内浦の一部

計 64.902

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、第1幹線、大黒町1526番地地先、田中町67番地地先、600～1,500、564.80
主要幹線、第2幹線、大黒町1230番地地先、船場通107番地地先、450～900、318.20
その他、300～500、5492.0

第2排水区、主要幹線、第3幹線、浜田町137番地地先、清水町1130番地地先、600、40
主要幹線、第4幹線、中深1225番地地先、矢野町825番地地先、600、64
その他、300～450、1366

第3排水区、主要幹線、第5幹線 栗の浦256番地地先、栗の浦217番地地先、600、61
その他、300～450、386

第4排水区、主要幹線、第6幹線 大字矢野町945番地地先、大字矢野町958番地地先、600、82
その他、450、355

第5排水区、主要幹線、第7幹線 白浜通り1579番地地先、大平1557番地地先、450、1,000×1,000、266
その他、300～450、746

第6排水区、主要幹線、第8幹線 向灘3081番地地先、高城3067番地地先、900×900、87
その他、277

第7排水区、主要幹線、第9幹線 向灘3024番地地先、向灘3024番地地先、1,000×1,200、60
主要幹線、第10幹線 向灘3088番地地先、向灘3088番地地先、4,200×2,400、45
その他、292

計、 主要幹線、 1,588
その他、 8,914
計、 1,0502

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、断面（メートル）、摘要】

第4排水区、1、矢野町945番地地先、0.9×1.0

第3排水区、2、栗の浦256番地地先、0.6×0.6

第6排水区、3、向灘3081番地地先、0.9×1.0

第7排水区、4、向灘3024番地地先、1.0×1.2

第8排水区、5、向灘3088番地地先、4.2×2.4

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第1排水区、1、朝潮橋ポンプ場、大黒町1526番地地先、0.05、2基、各72馬力、口径800ミリメートル

第5排水区、2、白浜ポンプ場、白浜通り1579番地地先、0.02、2基、各60馬力、口径800ミリメートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画下水道中次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積区域 前項の計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、その他、300～500、3,183

第2排水区、主要幹線、第4幹線、中深1225番地地先、矢野町825番地地先、600、64
その他、300～450、902

第3排水区 主要幹線、第5幹線 栗の浦256番地地先、栗の浦217番地地先、600、61
その他、300～450、386

第4排水区 主要幹線、第6幹線 大字矢野町945番地地先、大字矢野町958番地地先、600、82
その他、450、355

第5排水区 その他、300～450、746

第6排水区 その他、102

第7排水区 その他、292

計、 主要幹線、 207
その他、 5,966
計、 6,173

3 ポンプ場

前項の計画のとおり

別紙図面表示の通り

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

| | |
|--------|-------|
| 昭和32年度 | 約1割2分 |
| 昭和33年度 | 約2割6分 |
| 昭和34年度 | 約1割1分 |
| 昭和35年度 | 約1割3分 |
| 昭和36年度 | 約3割8分 |

理由書

八幡浜市は、本県西部の港湾都市として、近年市街地化の傾向が著しいが、これまで下水道と称すべきものがなかったので、ここに都市計画下水道及び同事業を決定し、都市下水の円滑かつ適正な排除を図ろうとするものである。

議第235号 宇和島都市計画下水道並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 都市計画下水道を次のように定める

1 排水区域及び面積

【排水区名、面積（ヘクタール、区域）】

第1排水区、32.41、北新町の全部、伊吹町、和霊町、須賀通、鶴島町の各一部

第2排水区、25.13、朝日町、住吉町の各一部

第4排水区、14.58、朝日町の一部

計 72.12

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、和霊町本通線、須賀通122番地、和霊町126番地、600～1,000、750

その他、300～600、8,506

第2排水区、主要幹線、朝日町北通線、住吉町597番地の3、朝日町54番地、800～1,100、625

その他、300～600、7,700

第4排水区、主要幹線、築地本通線、朝日町318番地の10、朝日町355番地の2、500～600、370

その他、300～400、3421

計、主要幹線、1,745

その他、19,625

計、21,730

3 吐口

【排水区名、吐口番号、位置、断面（メートル）、摘要】

第1排水区、1、須賀通122番地、1.0

第4排水区、2、朝日町318番地の10、0.6

4 ポンプ場

【排水区名、番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

第2排水区、1、住吉町ポンプ場、住吉町597番地の3、0.05、排水量毎分90立法メートル

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画下水道中次のように都市計画事業とする。

1 排水区域及び面積区域、前項の計画の通り

2 下水管渠

【排水区名、区分、名称、起点、終点、管径又は断面（ミリメートル）、延長（メートル）、摘要】

第1排水区、主要幹線、和霊町本通線、和霊町125番地の3、和霊町126番地、600、80

その他、300～600、3,482

第2排水区、その他、300、423

第4排水区、その他、300、320

計、主要幹線、80

その他、4,225

計、4,305

「別紙図面表示の通り」

第三 前項の事業の執行年度割を次のように定める。

昭和32年度 約2割3分

昭和33年度 約5割2分

昭和34年度 約2割5分

理由書

宇和島市は、本県西南部地方の最大の都市であるが、これまで下水道の不備により汚水停滞の弊が著しいので、本案のように下水道を築造し、衛生的な都市の発展に資そうとするものである。

第 35 回愛媛都市計画地方審議会（昭和 33 年 2 月 26 日開催）

出席者

| | |
|----|--------------|
| 会長 | 知事 |
| 委員 | 運輸技官 |
| 同 | 建設技官 |
| 同 | 県会議員 4 名 |
| 同 | 学識経験者 2 名 |
| 同 | 松山市長 |
| 同 | 松山市会議員 6 名 |
| 同 | 今治市長 |
| 同 | 今治市会議員 6 名 |
| 同 | 宇和島市長 |
| 同 | 宇和島市議会議員 5 名 |
| 同 | 八幡浜市長 |
| 同 | 八幡浜市会議員 6 名 |
| 同 | 新居浜市長 |
| 同 | 新居浜市会議員 6 名 |
| 同 | 西條市長 |
| 同 | 西條市会議員 5 名 |
| 同 | 伊予市長 |
| 同 | 伊予市会議員 5 名 |
| 同 | 川之江市長 |
| 同 | 川之江市会議員 5 名 |
| 同 | 伊予三島市長 |
| 同 | 伊予三島市会議員 6 名 |
| 同 | 北条町長 |
| 同 | 北条町会議員 5 名 |
| 同 | 松前町長 |
| 同 | 松前町会議員 5 名 |
| 同 | 内子町長 |
| 同 | 内子町会議員 5 名 |
| 同 | 三瓶町長 |
| 同 | 三瓶町会議員 4 名 |
| 同 | 副知事 |
| 同 | 総務部長 |
| 同 | 民生部長 |
| 同 | 衛生部長 |
| 同 | 商工労働部長 |
| 同 | 農林水産部長 |

| | |
|-------|-----------|
| 同 | 土木部長 |
| 臨時委員 | 四国鉄道管理局長 |
| 番外 幹事 | 都市計画課長 |
| 番外 同 | 建築課長 |
| 番外 同 | 松山市都市計画課長 |
| 番外 同 | 今治市都市計画課長 |

議事項目

報第 42 号 委員幹事異動報告

議第 236 号 八幡浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

議第 237 号 川之江都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割変更について

議第 238 号 北条都市計画公園決定について

議第 239 号 松前都市計画公園並びに同事業及びその執行年度について

議第 240 号 八幡浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度決定について

議第 241 号 新居浜都市計画街路並びに同事業及びその執行年度変更について

議第 242 号 伊予三島都市計画排水施設決定について

議第 243 号 松山復興都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

議第 244 号 今治復興都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

議第 245 号 宇和島復興都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

議第 246 号 宇和島都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 247 号 西条都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 248 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 249 号 伊予都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 250 号 内子都市計画排水施設並びに同事業更定について

議第 251 号 三瓶都市計画街路事業執行年度割変更について

議第 236 号 八幡浜都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割決定について

第一 八幡浜都市計画公園中第 1 公園を次のように変更する。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、愛宕山公園、八幡浜市愛宕山、7.42、休憩所、ベンチ、野球場、苑路
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業を都市計画事業とし、その執行年度割を次のように決定する。

| | |
|----------|-------|
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 35 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 37 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 38 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 39 年度 | 約 1 割 |

理由書

従来の都市計画公園の区域を拡大変更し、野球場、休憩所等を新設しようとするものである。

議第 237 号 川之江都市計画公園並びに同事業及びその執行年度割変更について

第一 都市計画公園中第 1 公園を次のように改める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、城山公園、川之江市川之江町、西浜古町、西新町、14.0、苑路、休憩所、ベンチ、便所、児童遊戯場、展望所、植栽、野球場、舟遊施設、プール、テニスコート、花壇等
「別紙図面表示の通り」

第二 昭和 29 年建設省告示第 1065 号川之江都市計画公園事業を前項の計画のように改め、且つ、その執行年度割を次のように決定する。

昭和 28 年度から

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 31 年度まで | 約 2 割 |
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 5 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 1 割 5 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 1 割 5 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 5 分 |
| 昭和 37 年度 | 約 1 割 |

理由書

従来の都市計画公園の区域を拡大変更し、従来の計画の外に更に野球場等の運動施設を新設しようとするものである。

議第 238 号 北条都市計画公園決定について

北条都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、東町浦公園、北条町大字辻字東町浦、0.23、主な施設、広場、ぶらんこ、すべり台、砂場
「別紙図面表示の通り」

理由書

北条町は、松山市の北 10 数キロメートルにあつて、北条港を擁し、その人口は年々増加しているが、既成の公園がなく、そのために児童の育成、環境にも遺憾の点があるので、ここに都市計画公園を決定しようとするものである。

議第 239 号 松前都市計画公園並びに同事業及びその執行年度について

第一 都市計画公園を次のように定める。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、義農公園、大字筒井字義農、0.31、広場、遊戯器具、休憩所、便所、
「別紙図面表示の通り」

第二 前項の公園を次のように都市計画事業とする。

【番号、名称、位置、地積（ヘクタール）、摘要】

- 1、義農公園、大字筒井字義農、0.31、広場、遊戯器具、休憩所、便所、

第三 前項の事業は昭和 33 年度に執行する。

理由書

松前町には、公園として見るべき施設がないため、児童の健全な遊戯場が必要なので、本案のように義農公園を決定するとともに、昭和 33 年度においてこれを整備しようとするものである。

議第 240 号 八幡浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度決定について

第一 都市計画街路を次のように改める。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

2,2,1、昭和通り線、大字松柏丙 803、字沖新田 1581 の 1、(大正町、須崎町)、18、1,540

但し、1 等小路第 5 号線との交差点、終点、15、893

起点附近、駅前広場、地積約 3400 平方メートル

2,2,2、沖新田大黒町線、字沖新田 1581 の 13、字沖新田 1522 の 19、15、348

但し、起点から 250 メートル地点、終点、12、98

2,3,1、八幡浜駅前千丈線、大字松柏丙 803、大字郷 3 番新地 10、(松柏)、11、2,221

但し、起点から 1,500 メートルの地点、終点、8、721。

2,3,2、下松影五反田線、字江戸岡 1248、大字五反田 1 耕 458、(清滝)、11、1,640

2,3,3、矢野町大平線、大字矢野町 247、大字大平 673 の 2、(仲町、港町)、11、2,630

但し、起点から 2,400 メートルの地点、終点、8、230

2,3,4、棧橋通り線、字港町 454 の 5、字港口 1533 の 14、11、195

但し、終点附近、広場、地積約 900 平方メートル

2,3,5、清滝吉田線、大字矢野町 436、大字八代 407、11、870

但し、起点より 470 メートルの地点、終点、8、400

2,3,6、栗之浦線、大字矢野町 1086、字栗之浦 230 の 2、11、320

2,3,7、広瀬沖新田線、大字矢野町 1104 の 1、字沖新田 1522 の 12、(本町、新港)、11、1,200

但し、2 等大路第 2 類第 1 号線との交差点、2 等大路第 3 類第 3 号線との交差点、8、590

1,小,1、本町栗ノ浦線、字本町 109、大字栗ノ浦 574 の 30、(大黒町、昭和通)、8、1,100

但し 2 等大路第 2 類第 1 号線との交差点、終点、11、500

1,小,2、白浜通り向灘線、字白浜通 1536 の 51、大字向灘 1177、8、650

1,小,3、新港通り線、字川通 1460 の 77、字港町 426、(大黒町)、8、530

1,小,4、新町大黒町線、新町 284 の 11、字沖新田 1525 の 8、8、105

但し、起点より 25 メートルの地点、2 等大路第 3 類第 3 号線との交差点、12、30

1,小,5、大正町古町線、字上浜田 1302 の 1、大字矢野町 844 の 2、8、192

1,小,6、本町沖新田線、字本町 62 の 3、字沖新田 1582 の 1、(天神通)、8、580

「別紙図面表示のとおり」

第二 前項の計画中 1 等小路第 4 号線を次のように都市計画事業とする。

【街路番号(等級、類別、番号)、街路名称、起点、終点、(主なる経過地)、幅員(米)、延長(米)、摘要】

1,小,4、新町大黒町線、新町 284 の 11、新町 284 の 11、8、24、計画延長の一部

「別紙図面表示のとおり」

第三 前項の事業は昭和 32 年度において執行する。

理由書

八幡浜市の都市計画街路は昭和 17 年度に決定されたが、戦後の情勢に変化に対応して本案のように全面的に改め、もって市街地の秩序ある発展を図ろうとするものである。なお、本市中央部の街路の一部について、事業を施行しようとするものである。

議第 241 号 新居浜都市計画街路並びに同事業及びその執行年度変更について

第一、都市計画街路中 2 等大路第 1 類第 1 号線を別紙図面表示のように改める。

【街路番号（等級、類別、番号）、街路名称、起点、終点、（主なる経過地）、幅員（米）、延長（米）、摘要】

2,1,1、前田多喜浜線、新須賀甲 815、郷 1049 の 2、（東雲町）、20、1013、延長短縮

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の事業の執行年度を次のように改める。

昭和 32 年度 約 8 割 5 分

昭和 33 年度 約 1 割 5 分

理由書

新居浜都市計画街路（2 等大路第 1 類第 1 号線）事業は昭和 32 年に決定され、愛媛県知事において施行中であるが、地形地物の現況により、その線形部分及び終点の位置を変更して工費の節減を図ろうとするものである。

議第 242 号 伊予三島都市計画排水施設決定について

第一 都市計画排水施設を次のように定める。

【番号、名称、起点、終点、主なる経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

1、青木排水路、三島町 1545、三島町 1634、1.4、495、41.7、深さ 1.0 メートル

「別紙図面表示の通り」

理由書

伊予三島市は最近製紙工業の隆盛により市街地化の傾向が著しいが、市内の排水施設はいまだ乱雑の状態にあるので、本案のように決定し、市街地の浸水防止を図ろうとするものである。

議第 243 号 松山都市計画復興土地地区画整理事業執行年度割変更について

昭和 21 年戦災復興院告示第 143 号で決定した松山都市計画復興土地地区画整理事業の執行年度割を次のように改める。

昭和 29 年度まで 約 7 割 4 分

昭和 30 年度 約 5 分

昭和 31 年度 約 3 分

昭和 32 年度 約 5 分

昭和 33 年度 約 6 分

昭和 34 年度 約 6 分

昭和 35 年度 約 1 分

理由書

松山都市計画復興土地地区画整理事業は昭和 21 年度戦災復興院告示第 143 号をもって継続施行中であるが、財政その他諸般の事情により既定年度に完成できなくなったので、これを本案のように昭和 35 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 244 号 今治都市計画復興土地地区画整理事業執行年度割変更について

昭和 26 年建設省媛都第 47 号今治都市計画復興土地地区画整理事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|------------|-------|
| 昭和 29 年度まで | 約 6 割 |
| 昭和 30 年度 | 約 6 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 6 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 4 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 3 分 |

理由書

今治都市計画復興土地地区画整理事業は昭和 21 年度から継続施行中であるが、財政的な制約もあって既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 36 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 245 号 宇和島都市計画復興土地地区画整理事業執行年度割変更について

昭和 21 年戦災復興院告示第 53 号で決定した宇和島都市計画復興土地地区画整理事業の執行年度割を次のように改める。

| | |
|------------|-----------|
| 昭和 32 年度まで | 約 8 割 1 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 1 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 2 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 分 |
| 昭和 37 年度 | 約 1 分 |
| 昭和 38 年度 | 約 1 分 |
| 昭和 39 年度 | 約 1 分 |

理由書

宇和島都市計画復興土地地区画整理事業は昭和 21 年度戦災復興院告示第 53 号をもって継続施行中であるが、財政的な制約もあって既定年度に完了できなくなったので、これを本案のように昭和 39 年度まで執行年度を延長しようとするものである。

議第 246 号 宇和島都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 31 年建設省告示第 59 号によって決定された宇和島都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 30 年度 | 約 1 割 6 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 5 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 9 分 |

理由書

この路線は昭和 30 年度より継続事業として施行中であるが、財政諸般の事情により、既定年度内に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 34 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

議第 247 号 西条都市計画街路事業執行年度割変更について

第一、昭和 30 年建設省告示第 866 号により決定された都市計画街路 2 等大路第 2 類第 3 号線の事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 27 年度 | 約 4 分 |
| 昭和 28 年度 | 約 3 分 |
| 昭和 29 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 1 割 6 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 1 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 5 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 1 割 |
| 昭和 34 年度 | 約 1 割 1 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 1 割 6 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 7 分 |

第二、昭和 31 年建設省告示第 1681 号により決定された都市計画街路 2 等大路第 3 類第 3 号線の事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 31 年度 | 約 2 割 4 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 3 割 2 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 4 割 4 分 |

理由書

これらの路線は、2 等大路第 2 類第 3 号線については昭和 27 年度より、2 等大路第 3 類第 3 号線については昭和 31 年度より継続事業として事業を実施中であるが、財政その他諸般の事情により、既定の年度に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 36 年度及び昭和 33 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

議第 248 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 30 年 4 月 28 日建設省告示第 614 号伊予三島都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 29 年度 | 約 2 割 3 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 2 割 9 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 2 割 |
| 昭和 32 年度 | 0 |
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 8 分 |

理由書

この路線は昭和 29 年度より継続事業として施行中であるが、財政その他諸般の事情により、既定の年度に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 33 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

議第 249 号 伊予都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 31 年建設省告示第 60 号によって決定された伊予都市計画街路事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 30 年度 | 約 1 割 1 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 7 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 1 割 2 分 |

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 33 年度 | 約 8 分 |
| 昭和 34 年度 | 約 2 割 1 分 |
| 昭和 35 年度 | 約 1 割 4 分 |
| 昭和 36 年度 | 約 1 割 7 分 |

理由書

この路線は昭和 30 年度より継続事業として施行中であるが、財政その他諸般の事情により、既定の年度に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 36 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

議第 250 号 内子都市計画排水施設並びに同事業更定について

第一 昭和 31 年建設省告示第 822 号で決定による内子都市計画水利施設を次のように改める。

【番号、名称、起点、終点、主なる経過地、幅員（メートル）、延長（メートル）、排水区域（ヘクタール）、摘要】

- 1、滝の奥排水路、内子町大字内子甲 875 の 2、内子町大字内子甲 1808、(坂町、本町)、1.0～1.6、875、23.1、断面 1.0×0.6、1.6×0.82

「別紙図面表示の通り」

第二 前項の計画に基づいて昭和 31 年建設省告示第 1648 号で決定による内子都市計画水利施設事業を別紙図面表示のように改める。

理由書

本施設は昭和 31、32 年度事業として工事施行中であるが、横断箇所 2 級国道松山高知線より町道新町線の区間に於いて連絡道路移設用地の関係により一部工事ができなくなったので本案のように変更しようとするものである。

議第 251 号 三瓶都市計画街路事業執行年度割変更について

昭和 29 年建設省告示第 793 号で決定による 2 等大路第 3 類第 2 号線の事業執行年度割を次のように改める。

| | |
|----------|-----------|
| 昭和 28 年度 | 約 7 分 |
| 昭和 29 年度 | 約 1 割 4 分 |
| 昭和 30 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 31 年度 | 約 1 割 8 分 |
| 昭和 32 年度 | 約 2 割 2 分 |
| 昭和 33 年度 | 約 2 割 1 分 |

理由書

2 等大路第 3 類第 2 号朝立津布理線は、東宇和郡と三瓶町の中心部及び港湾を連絡する重要幹線として昭和 28 年度より継続事業で実施してきたのであるが、財政措置その他諸般の事情により、既定年度内に完成することができなくなったので、これを本案のように昭和 33 年度まで執行年度割を延長しようとするものである。

会議録（質疑のみ）

議第 240 号 八幡浜都市計画街路変更並びに同事業及びその執行年度決定について

委員：先程 236 号議案のときに申し上げようと思っていたのでありますが、申し上げる機会を失いまして、今さらに申し上げたいと思いますが、大変にこの都市計画というものの重要なこの事業に対し

て予算が少ないのではないかという難を持ちます。今少し都市計画の上において十分な予算をいただくようなことに御配慮が願いたいと思います。と申しますのは、本案の5号に清滝吉田線というのがございます。これは私ども大字の八代線であろうと思うのであります。これは過ぐる28,9年ごろに、この都市計画の面に出て参ったのであります。地元のものも僅かに意見を申し上げまして変更を致した事実がございまして、従ってきようなことから取り残されまして3回この執行が遅れたのであります。何ら一指も触れずにその計画が執行に移らなかったものであります。従って、私の個人といたしまして市に携わる者としては誠に残念に存するのであります。今少し、取り残された3カ年をいくらか取り戻していただきたいという希望を持つものであります。しかしながら、私は委員としてここに意見を申し上げておきたいことは、これらをもう少し温情のある計画のうちに予算計画をお立て直しを願いたいという希望を持つものであります。しかし、かような大きい会議に於いて予算を増してくれと、こういうのではありません。ただ意見として申し上げるのであります。次年度に備えて戴きたいということを申し上げたいと思うのであります。従って、この先に申し上げました都市計画課の予算が少ないと申しますことは、これを今少し増しましたならば今道路課の方に内定をされたということを知りましたのでございますが、これは八幡浜北三崎延長で三瓶-高山線となっておりますのであります。それは道路課の方に決定をされて御着工になるということをお知らせしております。従って、ここに道路が出来ましてもそれは、ただ僅かにその付近の部落を賑わすのみにとどまりまして、この地元である八代の道路が確立いたしますれば、道路としての真の効果を挙げ得ないものと思うのであります。従って、今少しこの都市計画の方へ予算をお返し願えることができればこれらを早急にやっけてゆけるものではないかという意見を持つものであります。私は先の7日ごろに別の用事で上京いたしまして、そして建設省、あらゆるところに陳情を致したのであります。たまたま本県の番外幹事さんあるいは、係の技術官が熱心にその係官の処へ行って陳情をなさっておりました。そのさまを見ましたときに、私誠に涙ぐましく、そしてこんなにわれわれのためにかく働いていただいておりますのかということを感じましたのであります。従って私がただいま申し上げますのは不調ではございませんけれども、かような感情をもつものでございますから、決して不合理ではございませんが今少し、この都市計画の方へ予算をお返し願えれば道路課とつながる道路ができるということを認めまして、私は是非新年度にかようにお備え願いたいということを意見として申し上げまして本案に賛成したいと思っております。

委員：執行年度割はいかがでございますか。

幹事：第1の方はまだ計画の途中でございまして、まだ事業の決定まで行っていないのでございます。今度事業を計画したときに執行年度割に入れることに決めます。

委員：執行年度割で会が説明してあるものですから。

幹事：それは第3号にございます。

議第245号 宇和島復興都市計画土地区画整理事業執行年度割変更について

委員：本案につきまして年度割を見ますと、本年度からまだ7カ年かかるこの事業は御承知の通り昭和21年から始まった事業でありまして、全国でももうすでに終了しておるところができておるんですが、まだこれから7カ年かかる。しかもこの宇和島市は35,6万坪じゃないかと思えます。全国でもまだ軽微な、少ない所に属します。これをこういうふうになく長く延ばすということ、これは財政上の都合であるからやむをえんでありましようが、この計画を見まして36年以後は1部ずつ施行しておるといような行き方ではありますが、こういう行き方は緊迫しておる財政の中ではありましよう

が、少しやりくりいたしまして戦災後の復興を1年でも早く切り上げるようにやられて、市の方におかれてもよく打ち合わせをいたしまして都市計画の復興事業を早く終わらすことに御尽力を願い、また県の方としましても監督といたしましてもこういうように非常にただらしておるように見える行き方は、他の市に対してもこれはよくないと思います。これらを私はすでにこれがどこまで進んでおるんでありますか。こうしてこういうふうなことのないようになるべく仕事は早く切り上げるように、できるだけ都市計画というものは本当に重大な一つの計画でありますので、できるだけ資金、あるいは多数の予算を融通されて早く進行されるようお願いいたします。

幹事：市の方からこういう御希望がございました。われわれといたしましても出来るだけ早く完成する様に努力いたしたいと思えます。

議第 248 号 伊予三島都市計画街路事業執行年度割変更について

委員：人一つお伺いしますが、この 32 年にゼロということになっておりますが、これはどういう理由でゼロになりますのでありますか。

幹事：建物の移転が出来なかつたので改装を止めて舗装工事をやったのですが、それで改装の方が少し遅れたのであります。

議第 249 号 伊予都市計画街路事業執行年度割変更について

委員：本案の執行年度割の中で 33 年度約 8 分となつておるんでございますが、これは非常に事業量が少ないということはいかぬのであります。これは予定線の内港 - 新川線予定の延長がこの 8 分によって完了するものであつて、かようなふうになつておると考えますが、このほかの予定線の残余の部分は一部西町谷上線に変更していただいて 33 年度から着手をしたいということ、県当局並びに建設省へ陳情が致して居るのでありまして、これがおおむね実現するものと考えておりますが、左様な風に県当局においても実現を期していただくことを前提といたしまして本案に賛成をいたします。